

# 令和4年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（ 新設 ・ 拡充 ・ 延長 ・ その他 ）

No	11	府省庁名	国土交通省
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 <u>その他</u> （地方消費税）		
要望項目名	外国人旅行者向け消費税免税制度に係る免税対象者の明確化		
要望内容（概要）	<p>・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） 消費税法第8条に基づき、輸出物品販売場（以下「消費税免税店」という。）において、外国人旅行者などの非居住者に対して、特定の物品を一定の方法で販売する場合には消費税が免除される。</p> <p>・ 特例措置の内容 免税対象者及びその確認方法の明確化を行い、免税店事業者の事務の効率化及び外国人旅行者の利便性向上を図る。これにより、免税店で発生する待ち行列の解消、免税販売機会を拡大することで、インバウンド需要回復期に向けた環境整備を促進する。</p>		
関係条文	<p>消費税法第8条 消費税法施行令第18条 消費税法施行規則第6条～第10条</p>		
減収見込額	<p>[初年度] — ( — ) [平年度] — ( — ) [改正増減収額] — (単位：百万円)</p>		
要望理由	<p>(1) 政策目的 外国人旅行者への販売機会の増加に繋げ、外国人旅行消費額のより一層の拡大と地方を含めた免税店数の更なる増加を図る。</p> <p>(2) 施策の必要性 平成26年10月の免税対象品目拡大、平成27年4月の免税手続カウンター制度導入、平成28年5月の免税販売の対象となる最低購入金額の引下げ、平成30年7月の一般物品と消耗品の購入下限額の合算判定追加、令和元年7月の地域のお祭り等における「臨時免税店制度」の創設により全国に消費税免税店が拡大している。本措置を講ずることにより、免税対象者及びその確認方法の明確化を行い、免税店事業者の事務の効率化及び外国人旅行者の利便性向上を図る。これにより、免税店で発生する待ち行列の解消、免税販売機会を拡大することで、インバウンド需要回復期に向けた環境整備を促進する。</p>		
本要望に対応する縮減案	—		

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	政策目標：6 国際競争力、観光交流、広域・地域間連携等の確保・強化 施策目標：20 観光立国を推進する
	政策の達成目標	「観光立国推進基本計画」（平成29年3月28日閣議決定）及び観光ビジョン実現プログラム2020（令和2年7月14日観光立国推進閣僚会議決定）における目標 ・訪日外国人旅行消費額 2030年15兆円
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	恒久措置
	同上の期間中の達成目標	「観光立国推進基本計画」（平成29年3月28日閣議決定）及び観光ビジョン実現プログラム2020（令和2年7月14日観光立国推進閣僚会議決定）における目標 ・訪日外国人旅行消費額 2030年15兆円
	政策目標の達成状況	・訪日外国人旅行消費額 2019年：4兆8,135億円
有効性	要望の措置の適用見込み	—
	要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	本措置を講ずることにより、外国人旅行者への販売機会の増加に繋げ、外国人旅行消費額のより一層の拡大と地方を含めた免税店数の更なる増加が図られる。
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	—
	予算上の措置等の要求内容及び金額	—
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
	要望の措置の妥当性	外国人旅行者への販売機会の増加に繋げ、外国人旅行消費額のより一層の拡大と地方を含めた免税店数の更なる増加を図るためには、本措置を講ずることが妥当である。

<p>税負担軽減措置等の適用実績</p>	<p>2013年：5,777店（2014年4月1日時点）  2014年：18,779店（2015年4月1日時点）  2015年：35,202店（2016年4月1日時点）  2016年：40,532店（2017年4月1日時点）  2017年：44,646店（2018年4月1日時点）  2018年：50,198店（2019年4月1日時点）  2019年：54,667店（2020年3月31日時点）  2020年：54,772店（2021年3月31日時点）</p>
<p>「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績</p>	<p>—</p>
<p>税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○免税対象品目の拡大・手続簡素化（平成26年10月開始） 免税対象品目の拡大・手続簡素化により、外国人旅行消費額の大幅な拡大、消費税免税店の拡大に繋がった。</li> <li>○免税手続カウンター制度の開始（平成27年4月開始） 免税手続カウンター制度が開始され、商店街、ショッピングセンターにおける店舗の免税手続きの負担が大幅に軽減された。</li> <li>○免税販売の対象となる最低購入金額の引下げ（平成28年5月開始） 免税販売の対象となる最低購入金額の引下げにより、地方における外国人旅行消費額を拡大した。</li> <li>○「一般物品」と「消耗品」の合算（平成30年7月開始） 一定の要件の下、「一般物品」と「消耗品」の合計金額が5,000円以上となる場合も免税販売の対象とすることにより、地方における外国人旅行消費額を拡大した。</li> <li>○臨時免税店制度の創設（令和元年7月開始） 既に消費税免税店の許可を受けている事業者が、地域のお祭り等に出店する場合において、事前の手続により免税販売を可能とすることにより、地方における外国人旅行消費額を拡大した。</li> <li>○免税販売の無人化（令和3年10月1日運用開始予定） 免税店の許可要件について、従業員を介さずに免税販売手続を行うことが出来る機器を設置した場合には、免税販売手続に必要な人員の配置等を不要とする措置を講じる。</li> </ul>
<p>前回要望時の達成目標</p>	<p>「明日の日本を支える観光ビジョン」（平成28年3月30日明日の日本を支える観光ビジョン構想会議決定）及びそれを踏まえた「観光立国推進基本計画」（平成29年3月28日閣議決定）における目標</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・訪日外国人旅行消費額 2020年8兆円、2030年15兆円</li> <li>・地方における消費税免税店数 2019年度に2万店へ増加させる</li> </ul>
<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・訪日外国人旅行消費額 2019年：4兆8,135億円</li> <li>・地方における消費税免税店数 2021年3月31日時点：20,554店</li> </ul> <p>2019年の「訪日外国人旅行消費額」は4兆8,135億円と過去最高となった。また、「地方における消費税免税店数」は2021年3月31日時点で20,554店と前回要望時より増加している。</p>

これまでの要望経緯

#### 平成 26 年度拡充

「外国人旅行者向け消費税免税制度に係る対象品目の拡大及び手続の簡素化」を要望し、以下を決定した。

##### ○免税対象品目の拡大

・食品類、飲料類、たばこ、薬品類及び化粧品類等も含め、一定の条件の下、全ての品目を免税対象品目とする。

##### ○免税手続の簡素化

・購入記録票等の様式の弾力化及び手続の簡素化を行う。

#### 平成 27 年度拡充

「地方を訪れる外国人旅行者向け消費税免税店の拡大（商店街等）」を要望し、以下を決定した。

○免税手続きの第三者への委託を可能とし、商店街・物産センター等において、免税手続きの一括カウンター設置を実現。

併せて、一括カウンターでは店舗を超えて購入金額の合算を認める（ただし、一般物品と消耗品は区別）。

#### 平成 28 年度拡充

「地方を訪れる外国人旅行者向け消費税免税制度の拡充」を要望し、以下を決定した。

○一般物品の免税販売の対象となる最低購入金額を「10,000 円超」から「5,000 円以上」へ引下げるとともに、免税対象物品を消費税免税店から一定の運送事業者を利用して海外の自宅や空港等へ直送する場合の手続きの簡素化等を行う。

#### 平成 30 年度拡充

「外国人旅行者向け消費税免税制度の拡充」「外国人旅行者向け免税制度における手続の電子化」を要望し、以下を決定した。

○一定の要件の下、「一般物品」と「消耗品」の合計金額が 5,000 円以上となる場合も免税販売の対象とする。

○現行の紙による免税販売手続き（購入記録票のパスポートへの貼付・割印）を廃止し、免税販売手続きを電子化する。

#### 令和元年度拡充

「地方を訪れる外国人旅行者向け消費税免税制度の拡充」を要望し、以下を決定した。

○既に消費税免税店の許可を受けている事業者が、地域のお祭り等に出店する場合において、簡素な手続により免税販売を可能とする「臨時免税店制度」の創設。

#### 令和 2 年度拡充

「外国人旅行者向け消費税免税制度の拡充」を要望し、以下を決定した。

○免税店の許可要件について、従業員を介さずに免税販売手続を行うことが出来る機器を設置した場合には、免税販売手続に必要な人員の配置等を不要とする措置を講じる。